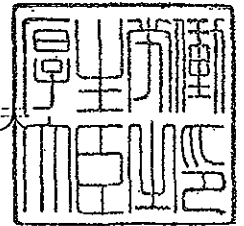


厚生労働省発能 0512 第2号
平成 23 年 5 月 12 日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



別紙「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令案要綱（案）」
について、貴会の意見を求める。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令案要綱

第一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。

）に対して政府が土地等を出資する場合に、当該資産に係る評価委員を厚生労働大臣が任命すること等所要の評価の手続を定めること。

第二 高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画終了時の積立金の処分に係る承認の手続や国庫納付金の納付の手続等を定めること。

第三 この政令は、平成二十三年十月一日から施行すること。

第四 その他所要の規定を整備すること。